

別紙

個人情報の収集についての答申

令和2年3月30日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

健康福祉部健康課（以下「健康課」という。）が保有する妊娠期から就学に至るまでの児童及び当該児童の保護者並びに妊産婦の個人情報を、子育て支援部子ども家庭支援センター（以下「子ども家庭支援センター」という。）が、本人及びその保護者から情報収集の同意を得ず、本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第8条第2項）についての公益上の必要性の有無及びそれに伴う本人への通知の要否（条例第8条第3項）について、市長から諮問があった。

第2 収集する個人情報の内容等

子ども家庭支援センターが健康課から収集する個人情報の内容及び利用方法は、次の表のとおりである。

区分	内 容	利用方法
① 妊娠届出書	ア 妊婦及びパートナーの属性	特定妊婦の確認
	イ 出産に関わる情報	支援の必要性の確認
	ウ 妊婦の健康状態及び生活状況	健康状態、生活環境の確認
	エ 医療機関の情報	今後の連携先の確認
② 出生届 出情報	出産に関わる情報	母子の健康状態の確認
③ 赤ちゃんにちは 赤ちゃん訪問	ア 出産に関わる情報	多胎児の有無の確認
	イ 養育者の健康状態	養育者の心理状態の確認
④ 乳幼児 各健診	ア 子どもの健康状態	発育状態の確認、養育環境の確認
	イ 支援状況	支援者、支援程度の確認
	ウ 養育者の健康状態・生活状況	養育環境の確認

⑤ 予 防 接 種	接種状況	子どもの安否確認 今後の連携先の確認
	実施医療機関の情報	

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった妊娠期から就学に至るまでの児童及び当該児童の保護者並びに妊産婦に係る個人情報について、本人以外のものから収集すること及び本人通知の例外的な取扱いについて、次のとおり結論づけた。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

妊娠期から就学に至るまでの児童及び当該児童の保護者並びに妊産婦に係る個人情報を本人以外（健康課）から収集すること（条例第8条第2項に該当すること。）を認めるものとする。

(2) 本人通知の例外について

前号の個人情報の収集に係る本人への通知を行わないこと（条例第8条第3項の例外に該当すること。）を認めるものとする。

第4 審議会の判断理由

審議会は、諮問のあった妊娠期から就学に至るまでの児童及び当該児童の保護者並びに妊産婦に係る個人情報を本人以外のものから収集することに関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 公益上の必要性

要保護児童及び当該児童の保護者並びに特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）への支援及び昨今の社会情勢から、支援記録の一元化及び必要時の個人情報に係るデータの利用により、虐待に対応するための迅速な判断ができる体制の構築が必要不可欠となっている。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により児童虐待の支援体制を早期に調整する必要性が規定されたこと、母子保健法（昭和40年法律第141号）の改正により母子保健施策と乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に係る施策との情報共有が必要とされていること等から、法の趣旨を踏まえ、子どもの虐待に対応し、保護するためには、健康課が保有する妊娠期から就学に至るまでの児童及び当該児童の保護者並びに妊産婦の個人情報を収集することは、一定の公益上の必要性が認められると判断した。

イ 個人情報の管理体制等

本件諮問に係る個人情報の管理について、子ども家庭支援センターから次のとおり説明を受けた。

(ア) 人的セキュリティ対策について

- ① 内部情報系端末での利用者認証、利用者単位での利用制限、情報利用記録の保管を行う。管理責任者として、事業担当課長である子ども家庭支援センター長が適正に管理する。
- ② 健康課から収集した個人情報を扱う利用者は、定期的に管理責任者が行う情報セキュリティ研修を受講し、守秘義務を含めた情報管理を行う。
- ③ 子ども家庭支援センターが、健康課から収集した個人情報を利用する場合は、当該情報が必要な対象者について、必要な期間においてのみ、利用に係る制限を解除するものとし、当該利用制限の解除については、健康課職員が行うものとする。

(イ) 物理的セキュリティ対策について

子ども家庭支援センターが収集した個人情報の提供は、要保護児童対策地域協議会の構成機関に限定する。また、情報提供したときは、当該年月日、提供先、目的、対象者、提供項目等を文書により記録し、提供するデータの内容は必要最小限の範囲にとどめることとする。

なお、紙媒体の個人情報は、施錠した保管庫への収納により漏えい等が生じないよう適正に管理する。

(ウ) 個人情報の廃棄について

- ① 要保護児童等への支援が終結した後は、子ども家庭支援センターで必要な情報のみを総合相談システム内に保管し、利用した個人情報を含む不必要なデータは廃棄する。
- ② 児童の年齢が18歳に到達したとき又は支援が終結したときは、総合相談システム内の当該個人情報を速やかに廃棄し、廃棄した年月日、消去を実行した担当者名等について記録するものとする。

以上の説明から、審議会は、収集した個人情報を利用する場合は、当該情報が必要な対象者について、必要な期間においてのみ、健康課が利用に係る制限を解除し、子ども家庭支援センターが利用すること、収集から廃棄までの個人情報の処理の流れにおいて、利用した個人情報を適切に保管し、廃棄されることから、提供された個人情報を保護するための管理体制は十分に措置されることになると判断した。

(2) 本人通知の例外について

審議会は、個人情報をも本人以外のものから収集したことを本人へ通知することは、対象者が多数に上ることが見込まれ、かつ、本人に通知することにより事業の実施に支障をきたす恐れがあることから、当該通知を行わないことが妥当であると判断した。

第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の2点の意見を申し添える。

(1) 廃棄時期について

収集した個人情報の廃棄について、紙媒体の保存年限は5年とし、システム上の個人情報は対象児童が18歳に到達した年度末まで保管すると子ども家庭支援センターから説明があった。

確かに、本事業を実施するに当たり、収集する個人情報は、センシティブなものであり、流出、漏えい等を未然に防止する観点から、合理的かつ適切な管理を行い、廃棄することが望ましい。

しかしながら、18歳に到達した年度末時点における当該児童の心身の発達状況や取り巻く環境等を考慮すれば、一律に廃棄することが望ましくないケースが生じる可能性もある。また、収集した個人情報のなかには他のケースの支援に活かせる貴重な情報が含まれている場合もあり得ることから、各児童の個別の状況を把握し、必要であれば保管期間の延長を行う等、個人情報の廃棄時期を適切に判断することを求める。

(2) 組織対応の必要性について

他自治体において、職員個人に対して圧力をかけ、個人情報を提供させた事案が発生している。職員の個人情報保護に対する啓発及び研修活動を実施していても、脅迫等の圧力に屈してしまう場合も容易に想定できる。

したがって、職員個人に脅迫等の圧力が生じた際には、職員1人が対応するのではなく、組織的に対応することで、当該圧力に屈しない、個人情報の漏えいを防ぐ組織体制の構築を求める。

第6 審議経過

審議会の開催日	内容
令和2年1月27日	諮問及び審議
令和2年3月30日	答申

以上